

商品概要説明書

ジャックス教育ローン

2026 1 月 4 日現在

商品名	ジャックス教育ローン
ご利用いただける方	以下の全ての条件に適合する者とする。 (1) 借入申込時の年齢が満 20 歳以上（完済時年齢 75 歳以下） (2) 安定・継続した収入の見込める方 (3) 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、(株)ジャックスの保証が受けられる方 (4) 借換資金の場合は、借換対象教育ローンで直近 3 ヶ月間に返済遅延がない方
対象学校	当組合が認めた教育施設
資金使途	(1) 入学、在学中に必要な教育資金 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等 (2) 支払い済み教育資金 申込受付前 3 ヶ月以内に現金で支払いしたもので領収書のあるもの (3) 教育ローンの借換資金 (4) その他金融機関が認めた教育資金
融資金額	10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位） 但し、借換資金のみの場合は一括償還金額を上限とする。
融資期間	6 ヶ月以上 16 年 10 ヶ月以内（元金据置期間含む）（1 ヶ月単位） 元金据置期間の上限は次の通りとする。 ① 入学前の 7 ヶ月間以内 ② 卒業予定年月までの在学期間以内 ③ 卒業後の 3 ヶ月以内 ※ 留年、留学により卒業年月が延びる場合も、元金据置期間の延長は行わないものとする。 ※ 借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とする。
融資方法	顧客口座振込
融資形式	証書貸付
融資利率	次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、当組合所定の方法により見直しを行います。 ※ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	(1) 毎月元利均等返済 (2) 毎月元利均等返済とボーナス返済の併用

	<p>但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内とする。</p> <p>(3)元金据置返済 据置期間中は毎月利息のみの返済</p>				
保証料	貸出金利に含みます。				
担保	不要				
連帯保証人	<p>原則として不要</p> <p>但し、(株)ジャックスが必要と判断した場合は連帯保証人を徴求する。</p>				
団体信用生命共済	<p>○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。</p> <p>なお、お借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">団体信用生命共済名</th> <th style="text-align: center;">加算利率</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">団体信用生命共済（特約なし）</td> <td style="text-align: center;">年0.2%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.2%
団体信用生命共済名	加算利率				
団体信用生命共済（特約なし）	年0.2%				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店信用部（電話：0237-55-0910）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>				
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよびご利用の保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済の試算については、当JAの融資窓口までお問合せください。</p>				